イ　千葉県いすみ市太東埼突端
ロ　千葉県いすみ市太東埼突端東南東の線と東経百四十一度五十九分四十八秒の線との交点
ハ　北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点
ニ　北緯三十八度十一秒東経百四十六度五十九分四十六秒の点
ホ　北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点
ヘ　千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点
ト　千葉県南房総市野島埼灯台
三　北緯三十八度十一秒の線、東経百四十六度五十九分四十六秒の線、北緯三十三度十三秒の線及び東経百四十二度五十九分四十七秒の線により囲まれた海域（第一号イに掲げる海域と重複する部分を除く。）におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から九月三十日までの期間内においては、禁止する。
四　かじき等流し網漁業によるさけ、ます、歯鯨（まっこう鯨、とっくり鯨及びみなみとっくり鯨を除く。）、うみがめ類、くろとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。

別表第三（第十九条関係）

届出漁業の種類	海域
（削る）	（削る）
（略）	（略）

別表第四（第二十一条関係）

届出漁業の名称	制限又は禁止の措置
（削る）	（削る）

別表第三（第十九条関係）

届出漁業の種類	海域
かじき等流し網漁業	領海及び排他的経済水域から成る海域のうち、次の各号に掲げる海域を除いたもの 一　オホーツク海 二　東経百二十七度五十九分五十二秒の線以東の日本海 三　農林水産大臣が告示で定める線以西の太平洋の海域
（略）	（略）

別表第四（第二十一条関係）

届出漁業の名称	制限又は禁止の措置
かじき等流し網漁業	一　次に掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 イ　領海及び排他的経済水域以外の海域（東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域を除く。） ロ　オホーツク海及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線以東の日本海の海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。） ハ　東京都と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点から最大高潮時海岸線を同海岸線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との交点に至る線及び次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線から成る線以西の太平洋の海域（イ及びロに掲げる海域と重複する部分を除く。） (1)　最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点